

全建事発第 055 号

令和 8 年 8 月 18 日

各都道府県建設業協会会長 殿

一般社団法人全国建設業協会

会 長 今 井 雅 則

〔 公 印 省 略 〕

令和 8 年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者との
取引に関する配慮について（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、令和 8 年熊本地震の発生に伴う取引上の影響が被災地域の事業者と取引のある全国の委託事業者及び中小受託事業者に広がる可能性があることから、経営基盤の弱い中小企業・小規模事業者に対する取引上の影響を最小限とするため、国土交通大臣及び経済産業大臣等より、地震の影響を受けている中小受託事業者との取引に関する配慮について、別添 1 のとおり要請がありました。

なお、別添 1 では、震災に伴う取引上の問題に関する独占禁止法及び取適法上の考え方について、公正取引委員会ホームページの「震災に関連する Q&A」が案内されておりますので、併せてご参照ください。

また、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長（別添 2）より、建設業者間における建設工事の請負については、中小受託取引適正化法（取適法）で定める役務提供委託から除外されているものの、本要請の趣旨を踏まえ、建設業においてもその内容を適切に参照するとともに、建設業法に基づく適正な請負契約の締結等に留意するよう、通知がありました。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本件につきまして貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- 別添 1 （各省連名）令和 8 年熊本地震の影響を受けている中小受託事業者
 との取引に関する配慮
- 別添 2 （建設業団体宛）建設業における中東情勢変化の中小受託事業者に
 対する配慮の課長通知
- 参考 （民間発注者団体宛）建設業における中東情勢変化の中小受託事
 業者に対する配慮の課長通知

以 上

（担当）事業部 児玉

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp